#		カテゴリー	質問	回答
1	①	地単公費マスタ事業情報登録システムについて	地単公費マスタ事業情報登録システムとはどのようなものなのか。	地単公費マスタ事業情報登録システムは、これまで（令和6年度まで）Excelファイル形式でメールにて送付いただいておりました地単公費マスタにつき、令和7年度以降、各自治体において直接登録・編集等を行っていただくシステムとなります。地単公費マスタ事業情報登録システムにて確定登録いただいた地単公費マスタのデータは、R8年6月（予定）以降の共通算定モジュールの本格稼働に合わせて、医療機関における患者負担金計算に利用される予定となっております。詳細は令和7年2月25日厚生労働省主催「地方単独医療費等助成事業の現物給付化の推進に係る全国説明会」における資料及び「地単公費マスタ事業情報登録システムの運用開始にあたってのご案内」資料をご確認ください。 ・「地単公費マスタメンテナンスのためのWebフォーム導入に向けたご案内（資料2）」資料URL： https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/001421608.pdf ・「地単公費マスタ事業情報登録システムの運用開始にあたってのご案内」資料URL： https://www.hpdx.or.jp/seikyushiharai/titansys/index.html
	②		地単公費マスタ事業情報登録システムの使い方が分からない。	使用方法については、地単公費マスタ事業情報登録システム基本操作マニュアルならびにマニュアルに係る説明動画をご確認ください。また、各項目の登録にあたり不明な点がある場合は、地単公費マスタ事業情報登録システム上の画面右上に表示されます「入力ヘルプ」より、各項目の意味や入力方法及び入力パターン例をご確認いただき、ご対応ください。 ・マニュアルに係る説明動画URL：https://youtu.be/ro7v-f4plN0
	③		地単公費制度に変更がある場合はいつまでに地単公費マスタ事業情報登録システムにおける編集・登録作業を行う必要があるのか	令和6年3月29日発出の事務連絡「公費負担医療及び地方公共団体の医療費等助成事業に係る制度マスタの公表について」において示されているとおり、原則として、変更前の6か月前の月末までに編集・登録作業を行っていただきますようお願いいたします。
	④		地単公費マスタ事業情報登録システムにおいて確定登録した地単マスタデータはいつから患者負担金計算に用いられるのか	地単公費マスタ事業情報登録システムにおいて確定登録いただいた地単公費マスタデータは、令和8年6月（予定）以降、共通算定モジュールを利用した患者負担金計算において利用されます。なお、制度登録時に各自治体において設定された公費有効期間の期間外の請求については当該データは計算に利用されません。
	⑤		地単公費マスタ事業情報登録システムの利用にあたり、自治体において事前に行うべきことがあるか	事前に準備いただく内容は以下のとおりです。 ・インターネットに接続可能な端末（LGWAN回線からは利用不可） ・外部組織（「@chitan47.onmicrosoft.com」のドメインで送信されるメール）からのメール受信が可能であり、かつLGWAN回線ではなくインターネット回線で使用するメールアドレス ご準備いただきましたら、Webフォーム稼働後（4月1日以降）にアカウントを申請してください。 なお、地単公費マスタデータを参照する場合は、HPからご確認ください。 ・医療情報基盤・診療報酬審査支払機構HP URL：https://www.hpdx.or.jp/seikyushiharai/titansys/index.html
	⑥		どのくらいの頻度で、地単公費マスタ事業情報登録システムにおいて確定登録した地単マスタデータは共通算定モジュールへ連携されるのか	日次でデータ連携する予定です。 日次連携の開始時期については、追ってご案内いたします。
2	①	旧マスタ（Excelファイル形式）から地単公費マスタ事業情報登録システムへの移行データについて	・令和7年4月からの地単公費マスタ事業情報登録システムの運用開始にあたり、自治体において対応すべきことについて知りたい。 ・令和6年度まで運用していたExcelファイル形式の地単公費マスタから地単公費マスタ事業情報登録システムへ移行されたデータへの対応について知りたい。	令和7年4月1日より、地単公費マスタ事業情報登録システムの運用を開始しております。 令和6年度まで運用しておりましたExcelファイル形式の地単公費マスタ情報については、共通算定モジュールにおいて利用しない項目を除き、地単公費マスタ事業情報登録システムに移行しております。マスタ項目の見直し、追加や各項目内の選択肢のコード値の変更が生じておりますので、各自治体の地単制度の実態に沿った登録内容となっているか必ず確認いただき、新規登録や変更が必要な項目についてご対応の上、確定登録をお願いいたします。 詳細については、令和7年2月25日厚生労働省主催「地方単独医療費等助成事業の現物給付化の推進に係る全国説明会」における資料及び「地単公費マスタ事業情報登録システムの運用開始にあたってのご案内」資料においてお示ししておりますので、内容をよくご確認の上、ご対応お願いいたします。 ・「地単公費マスタメンテナンスのためのWebフォーム導入に向けたご案内（資料2）」資料URL： https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/001421608.pdf ・「地単公費マスタ事業情報登録システムの運用開始にあたってのご案内」資料URL： https://www.hpdx.or.jp/seikyushiharai/titansys/index.html
	②		Webフォーム移行時のエラーデータとはどのようなものか。 エラーデータの一覧はどこで確認できるのか。	エラーデータとは、ExcelのマスタファイルからWebフォームへデータ移行する際に、単一の値しか登録できない項目に複数の値を登録しているなど、マスタ項目の定義に沿っていないデータになります。こちらについては、HPにて一覧化して掲載しておりますので、 各自治体にて、HPを確認の上、Webフォーム上で地単公費マスタデータの修正及び確定・登録までを行っていただくようお願いいたします。 詳細は2月25日の周知資料「地単公費マスタメンテナンスのためのWebフォーム導入に向けたご案内」をご確認ください。 ・医療情報基盤・診療報酬審査支払機構HP URL：https://www.hpdx.or.jp/seikyushiharai/titansys/index.html ・地単公費マスタメンテナンスのためのWebフォーム導入に向けたご案内（資料2）URL： https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/001421608.pdf
	①		Webフォームの利用アカウントはどのようにして申請すればよいのか	サインイン画面にアクセスし、アカウント申請いただくようお願いいたします。詳細な手続きについては『 地単公費マスタ事業情報登録システム基本操作マニュアル』をご参照ください。 ・地単公費マスタ事業情報登録システム基本操作マニュアルURL：https://www.hpdx.or.jp/seikyushiharai/titansys/index.html
	②		1自治体あたりいくつまでアカウントを発行できるのか	同時に登録・発行可能なアカウント数は各自治体最大3アカウントとなっております。担当部署が複数にまたがる場合は、各自治体内で作業を集約いただくなど必要に応じて調整をお願いいたします。なお、一つのメールアドレスで発行できるアカウントは、一つとなっております。
	③		アカウント申請の際の必要事項の登録の仕方が分からない	地単公費マスタ事業情報登録システム基本操作マニュアルの9ページをご確認ください。 ・地単公費マスタ事業情報登録システム基本操作マニュアルURL：https://www.hpdx.or.jp/seikyushiharai/titansys/index.html
	④		アカウント申請にあたり、担当部局・課で共有しているメールアドレスを利用することは可能か	外部組織（「@chitan47.onmicrosoft.com」のドメインで送信されるメール）からのメール受信が可能なメールアドレスや、インターネット回線で使用するメールアドレスであれば、部局・課の共通アドレスやご担当者様の業務用の個人アドレスであっても、システム上は差し支えありません。

3	⑤	地単公費マスタWebフォームでの利用アカウントについて	アカウント登録時に申請したメールアドレスに、Webフォームサインイン用のアカウント情報が送付されてこない	有効な申請が行われた場合は、通常、即時（20秒以内を目安）に、地単公費マスタ事業情報登録システム（メールアドレス：SystemAdmin@chitan47.onmicrosoft.com）に申請いただいたメールアドレス宛に、アカウント発行完了、又は申請処理エラー、又は既存認証IDのご連絡の旨をお伝えするメールを送付いたします。 それぞれのメールの件名は以下のとおりです。 ・アカウント発行完了メールの件名：【地単公費マスタ事業情報登録システム】新規利用アカウント発行のご案内 ・申請処理エラーのメールの件名：【地単公費マスタ事業情報登録システム】新規利用申請処理エラーのご連絡 ・既に一度申請いただいており、利用可能な認証IDの確認ができた際のメールの件名：【地単公費マスタ事業情報登録システム】既存認証IDのご案内 5分以上経過しても、いずれのメールも届かない場合は、迷惑メールボックスに届いていないかをご確認の上、申請時に登録したメールアドレスにつき、以下の点から再度ご確認をお願いします。 ・外部組織（「@chitan47.onmicrosoft.com」のドメインで送信されるメール）からのメール受信が可能であり、かつインターネット回線で使用するものとなっているか ・誤ったメールアドレスを登録していないか なお、外部組織（「@chitan47.onmicrosoft.com」のドメインで送信されるメール）からのメールが受信できないメールアドレスや、誤ったメールアドレスを登録してしまった場合は、アカウントを新規利用申請していただくようお願いします。 上記のような外部組織からのメールが受信できないメールアドレス又は誤ったメールアドレスで登録されたアカウントについては、アカウントの有効期限経過後、自動で無効化されます。
	⑥		アカウント登録時に申請したメールアドレスに、申請処理エラーとなっている旨のメールが自動送信されてきたが、自治体側で対応すべき事項があるか	セキュリティの観点から、申請いただいた利用者情報が各自治体のものであることが確認できなかった場合、アカウントを自動発行しない仕組みとしております。その場合は、必要に応じて、後日、ヘルプデスクよりお電話等にてご申請内容の確認のご連絡をさせていただいた上で、再度の申請をお願いする流れとなりますので、ご案内に沿って対応いただきますようお願いいたします。
	⑦		・地単公費マスタ事業情報登録システムへのログイン用のアカウント情報を紛失したがどうすればよいか ・アカウントに有効期間は設定されているか	アカウントの情報は、申請いただいたメールアドレス宛にメールにて通知しておりますので、通知された内容を紛失しないよう、お手元にお控えいただくようお願いいたします。また、紛失した場合、ヘルプデスクにお問い合わせいただいたとしても、同じアカウント情報を再発行すること（ヘルプデスクから再度お伝えすること）は、セキュリティの観点から対応しかねますので、再度アカウントを申請していただくようお願いします。 アカウントの有効期間は、登録後90日間となっており、登録後90日間を経過すると自動的に無効になりますが、それまでの間は自治体においてアカウントを停止することはできません。 課で共通のメールアドレスを使用している場合等、すでにアカウント登録をしているメールアドレスにて認証ID、認証コードを再発行したい場合は、Webフォームより有効なアカウントの廃止申請をしていただき、アカウント廃止後に再度利用申請を実施いただくようお願いいたします。
4	①	Webフォームへのアクセスについて	LGWAN回線からも地単公費マスタ事業情報登録システムへアクセスできるのか	LGWAN回線からはアクセスできません。インターネットに接続可能な端末からアクセスしていただきますようお願いいたします。
	②		インターネットに接続可能な環境がない場合は地単公費マスタ事業情報登録システムを利用できないのか	地単公費マスタ事業情報登録システムは、インターネット環境からのアクセスが必要です。そのため、利用に当たっては、各自治体において、インターネットに接続可能な端末をご準備いただき、アクセス頂きますようお願いいたします。
	①		各項目の意味や登録方法が分からない	各項目の登録にあたり不明な点がある場合は、地単公費マスタ事業情報登録システム上の画面右上の「入力ヘルプ」より、各項目の意味や登録方法及び入力パターン例をご確認いただき、ご対応ください。「入力ヘルプ」は各項目の右上にも表示されており、そのリンクをクリックいただくことで、当該項目の入力ヘルプの箇所を特定して表示することも可能です。また、システムの操作手順に関しては、地単公費マスタ事業情報登録システム基本操作マニュアルや当該マニュアルに係る説明動画もご確認いただきますようお願いいたします。 ・地単公費マスタ事業情報登録システム基本操作マニュアルURL：https://www.hpdx.or.jp/seikyushiharai/titansys/index.html ・マニュアルに係る説明動画URL：https://youtu.be/ro7v-f4pIN0
	②		確定登録したデータは削除できないのか。	**確定登録したデータは日次で共通算定モジュールに連携され、患者負担金計算に利用されます。**一度確定登録したデータを削除することはできませんので、登録内容に誤りがないことを確認の上、登録いただくようお願いいたします。 確定登録したマスタデータについては、事業情報の削除を行うことはできないため、以下の例のように、助成内容有効開始年月日及び助成内容有効終了年月日を変更いただくことにより廃止設定が可能です。 公費有効開始年月日：1900/01/01 公費有効終了年月日：1900/01/02 なお、制度改正等により、当該データの終了年月日に変更がある場合は、修正をお願いいたします。 有効終了年月日を登録した場合、当該年月日の翌日以降の日付での請求に関しては、当該データは患者負担金計算に用いられません。
	③		確定登録したマスタデータの内容が間違っていた場合、どういった影響があるのか。	確定登録したマスタデータの内容が誤っていた場合、当該地単公費制度に係る患者負担金が共通算定モジュールで正確に計算されない可能性がございます。そのため、確定登録作業に当たっては、確実に正しい情報になるよう、各項目の意味や登録方法及び入力パターン例をご確認いただき登録作業を行ってください。
	④		異動等により地単公費マスタ事業情報登録システムを利用する担当者が代わることになったが、どうすればよいか	担当者の方が代わる場合には基本的にアカウントを新規利用申請していただくようお願いします。前のアカウントについてはアカウントの有効期限が来て自動で無効となるのを待っていただく形となります。
	⑤		都道府県と各市区町村において同一助成内容の公費（都道府県から市区町村への事務処理特例交付金対象事業など）があった場合に、都道府県とは別で、各市区町村において当該公費を登録する必要があるか	地単公費マスタ項目入力要領の6ページにてお示ししている、【都道府県が登録すべき事業】、【市区町村が登録すべき事業】をご確認いただき、登録の要否について都道府県と調整いただくようお願いいたします。 ・地単公費マスタ項目入力要領URL：https://www.hpdx.or.jp/seikyushiharai/titansys/index.html

		⑥	マスタデータの登録について、「一時保存機能」はないのか	現段階では「一時保存」の機能はございません。 電話対応や離席等にて登録作業を一時中断される場合、通常10分程度であればサインイン画面に戻ることなどはなく、問題なく作業を再開できます。 また、登録作業を行っている際、一番下の欄に表示されている「次へ」ボタンをクリックしていただければ、直前までご入力いただいた内容は保存されます。 ただし、「次へ」ボタンをクリックする前に、「*」マークの付いた必須項目においては、全てご登録・選択いただく必要がございます。
		⑦	ひとり親医療費助成制度において、児童と監護者で同一の助成内容であった場合、どのようにマスタへ登録すればよいのか。	児童と監護者、それぞれ助成内容を分けて、マスタデータを登録いただくようお願いいたします。 マスタデータの登録については、児童と監護者、それぞれの助成内容の登録が必要となります。登録するデータの「ひとり親等医療費助成対象者識別フラグ」は次の設定値としていただくようお願いいたします。 ＜フラグの登録内容＞ ・児童の場合：「0：児童」 ・監護者の場合：「1：監護者」
		⑧	現物給付か償還払いかという助成方法自体は異なるが、その他の助成内容はすべて同一である場合、助成内容において重複エラーとなってしまう。どうすればよいか。	本ケースについては、現物給付の助成内容のみの登録でお願いいたします。 都道府県内外で助成方法が異なる(県内分は現物給付、県外分は償還払い)場合は、現物給付である県内分に係る助成内容をご登録ください。 なお、償還払いの助成内容につきましては、「1_地単公費マスタ事業情報登録システム基本操作マニュアル」の42ページを参考に削除いただきますようお願いいたします。 ・地単公費マスタ事業情報登録システム基本操作マニュアルURL：https://www.hpdx.or.jp/seikyushiharai/titansys/index.html
		⑨	患者が加入している保険種別によって、現物給付（レセプト併用）か現物給付（連記式）かという助成方法自体は異なるが、その他の助成内容はすべて同一である場合、助成内容において重複エラーとなってしまう。どうすればよいか。	重複エラーが発生しないように、「保険種別」を一意特定キーに追加いたしました。 本ケースの助成方法（「現物給付（連記式）」、「現物給付（レセプト併用）」）については、以下のとおり登録していただきますようお願いいたします。 ①保険種別「国保」助成方法「現物給付（レセプト併用）」の助成内容を登録する場合 項番16　入外区分（入院）：対象 項番17　入外区分（外来）：対象 項番18　保険種別 社保：対象外 項番19　保険種別 国保：対象 項番20　保険種別 後期高齢：対象外 ②保険種別「社保」助成方法「現物給付（連記式）」を登録する場合 項番16　入外区分（入院）：対象 項番17　入外区分（外来）：対象 項番18　保険種別 社保：対象 項番19　保険種別 国保：対象外 項番20　保険種別 後期高齢：対象外
5	Webフォーム上での制度（マスタデータ）の登録や編集について	⑩	今後審査支払機関に委託して現物給付をする予定だが、現時点では委託していないなど、助成内容が明確に定まっていない制度について、令和７年4月25日までにWebフォームへ登録できないと考えているが、どうすればよいか。	公費制度の助成内容が明確に決まった段階で、Webフォームへご登録いただきますようお願いいたします。
		⑪	所得区分について、助成対象者の設定および受給者証の発行時に所得制限があるものの、対象者内で所得によって助成内容が変わることがない場合は「要件としない」でいいか。	対象者内で所得によって助成内容が変わることがない場合は「1:要件としない」を選択いただくようお願いいたします。 また、所得要件の登録につきましては、「3_地単公費マスタ項目入力要領」の18ページをご確認ください。 ・3_地単公費マスタ項目入力要領URL：https://www.hpdx.or.jp/seikyushiharai/titansys/index.html
		⑫	DX審査支払機構や国保連合会への委託による現物給付ではなく、町独自で現物給付している制度について、マスタへ登録する必要はあるのか。	審査支払機関に委託せずに、自治体独自で現物給付を行っている場合は、マスタへの登録は不要となります。
		⑬	同じ公費負担者番号のうち、年齢等によって、助成方法が変わる場合、どのようにマスタへ登録すればよいか。	例といたしまして、未就学児、小学生から中学生 、高校生年代 で助成内容が異なる場合につきましては、下記のようにご登録をお願いいたします。 ①未就学児：【年齢基準（以上）】は「1:誕生日当日」【対象年齢(以上)】は「0」【年齢基準（未満）】は「7：誕生日の前日が属する年度の年度末」【対象年齢(未満)】は「6」 ②小学生から中学生：【年齢基準（以上）】は「4：誕生日の前日が属する年度の初日」【対象年齢(以上)】「7」【年齢基準（未満）】は「7：誕生日の前日が属する年度の年度末」【対象年齢(未満)】は「15」 ③高校生年代 ：【年齢基準（以上）】は「4：誕生日の前日が属する年度の初日」【対象年齢(以上)】「16」【年齢基準（未満）】は「7：誕生日の前日が属する年度の年度末」【対象年齢(未満)】は「18」
		⑭	所得区分（独自定義分）について、制限されている文字数で入力できない場合、どのようにマスタへ登録すればよいか。	恐れ入りますが、制限文字数に収まる区分名での登録をお願いします。
		⑮	確定事業データはどこから見ることができるのか。	確定事業データを参照する場合は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構HPの「地単公費マスタ確定事業一覧」から確認できます。 ・医療情報基盤・診療報酬審査支払機構HP URL：https://www.hpdx.or.jp/seikyushiharai/titansys/index.html

	⑯		未確定事業のデータのうち、削除すべきデータはどのようなものか。またどのように削除すればよいか。	以下に該当する制度は未確定事業一覧から削除していただきますよう、お願いいたします。 ・助成方法が償還払いであり、今後も現物給付化の予定がない※制度 ・助成内容が地単公費マスタ事業情報登録システムにて表現できない制度 ※今後、現物給付化の予定がある事業については、助成方法を現物給付としたうえで、有効開始時期を予定時期に合わせて登録してください。なお、時期が未定の事業については、未確定事業のままとしていただき、現物給付化の時期が決まり次第有効開始時期を設定の上、確定保存をお願いいたします。
	⑰		上限額がない助成事業については、上限額欄に「99999999」と登録することになるのか、空欄としておけば上限なしとなるのか。	上限額がない助成事業については、空欄でご登録をお願いいたします。
	⑱		レセプト記載要領に即した８桁の公費負担者番号とはどういう番号でしょうか。	公費負担者番号は先頭から法別番号（2桁）、都道府県番号（2桁）、実施機関番号（3桁）、検証番号（1桁）で構成されています。 ・法別番号は国公費の法別番号と重複しない番号で、可能であれば推奨番号を設定ください。 ・診療報酬請求書等の記載要領等について URL：https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001293320.pdf#page=265
	⑲		確定事業の事業情報を修正したい。どうすればよいか。	確定事業の事業情報につきましては修正ができないため、以下の手順で事業の再登録を行ってください。 ①修正対象の確定事業の「事業情報および助成内容一覧」画面から「事業複製・新規作成」ボタンを押下し、複製した事業情報を修正する。 ②複製元の確定事業については、助成内容有効期間の年月日の変更により廃止設定を行う。 ※参照：地単公費マスタ事業情報登録システム基本操作マニュアルの40~41ページ ・地単公費マスタ事業情報登録システム基本操作マニュアルURL：https://www.hpdx.or.jp/seikyushiharai/titansys/index.html
	⑳		確定事業の助成内容を修正したい。どうすればよいか。	確定事業の助成内容を修正する場合は、以下の手順で行ってください。 ①「事業情報および助成内容一覧」画面から該当の事業を選択する。 ②「事業情報および助成内容一覧」ページ内、助成内容欄「操作」列に表示された「編集」ボタンを押下し、助成内容を修正する。 ※地単公費マスタ事業情報登録システム基本操作マニュアルの42ページ ・地単公費マスタ事業情報登録システム基本操作マニュアルURL：https://www.hpdx.or.jp/seikyushiharai/titansys/index.html
6	①	トラブルや不明点があった場合について	地単公費マスタ事業情報登録システムについての問合せをしたい	・地単公費マスタ事業情報登録システム基本操作マニュアル（システムの利用方法、操作の流れを示したもの。URL：https://www.hpdx.or.jp/seikyushiharai/titansys/index.html） ・入力ヘルプ（各項目の意味や入力方法、入力パターン例を示したもの。URL：https://site-chitan47.powerappsportals.com/help/） ・本FAQの内容 を確認いただいた上で、なおご不明な点がある場合は、地単公費マスタ事業情報登録システムの問合せフォーム（画面右上に表示されている「問合せ「ボタン」）よりヘルプデスクへお問合せいただきますようお願いいたします。なお、問合せフォームの利用方法などの詳細については、地単公費マスタ事業情報登録システム基本操作マニュアルの44ページからご確認ください。 また、問合せフォームを利用するためには地単公費マスタ事業情報登録システムにログインしていただく必要があるため、ログインにあたりお困りの点があるなど、問合せフォームの利用ができない場合については、ヘルプデスク（メールアドレス：chitan-support@chitan47.onmicrosoft.com）まで、メールにてお問合せください。 なお、問合せフォームからいただいた場合は原則として問合せフォームから回答し、メールにていただいた場合は原則としてメールにてご回答させていただきます。ただし、お問い合わせの内容等によっては、ご担当者様にお電話にてご連絡させていただく場合もございます。 お問合せの件数が多数ある場合は、回答までにお時間をいただく場合もございます。原則、お問合せ順にて対応させていただきますので、予めご了承ください。
	②		問合せフォームやメールからではなく、電話で問合せしたい	問合せ内容を正確に把握・記録するため、自治体様からのお問い合わせについては、地単公費マスタ事業情報登録システム内の問合せフォームでお送りいただく（地単公費マスタ事業情報登録システムにログインできない場合は、ヘルプデスク（メールアドレス：chitan-support@chitan47.onmicrosoft.com ）までお問合せいただく）ことを原則としております。ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。